

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 株式会社 タウンナース

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和8年6月1日現在]

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 044-819-5712 (月～金曜日 8:30～17:30) 時間外は転送電話にて対応

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 宮内 裕子

2、居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアマネステーション タウンナース
所在地	川崎市多摩区菅北浦 2-17-8 エスポワール 21 1F
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (神奈川県 第 1475402630 号)
サービスを提供する 実施地域※	川崎市多摩区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 (介護支援専門員兼務) 介護支援専門員 1 名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分まで

※ (土曜・日曜・祝日・12 月 29 日～1 月 4 日は休業)

緊急連絡先 044-819-5712 (転送により 24 時間対応体制)

3、居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 1「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書」

付属別紙 2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4、利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料) 付属別紙「重要事項説明書別紙 1」参照

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を致します。

(3) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(4) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5、事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

6、入退院における医療機関との連携の促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝え下さい。

より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者の情報を提供させていただきます。

7、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「ケアプランの割合と上位事業者一覧」のとおりである。

8、看取り期における支援について

看取り期において、ご利用者、家族の意向に沿い「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って在宅での介護を支援致します。

9、ハラスメントの防止に向けた取り組みについて

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える

下記の行為は組織として許容しません

- 1、身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 2、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 3、意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修など実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。契約書第12条4（契約の終了及び解除について）

(5) ご利用者及び家族から職員に対する金品の心づけはお断り致します。

(6) 訪問時のペットの保護（ゲージに入れる、首輪でつなぐなど）お願い致します。

10、 虐待防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます

(1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います

(2) 虐待、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに行政への通報を行い、ご利用者の安全確保に努めていきます

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります

(4) 虐待防止責任者 役職：管理者 氏名：宮内 裕子

11、 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。（出勤、退勤時の検温と記録）

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(6) 標準的な予防策（マスク）をして訪問致します。マスクを外す行為（飲食）は控えていただきます。

1 2、 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3、身体拘束の取り組みについて

事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4、サービス内容に関する苦情

当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

相談・苦情窓口

ケアマネステーション タウンナース 管理者 宮内裕子

事業所電話番号 044-819-5712 管理者携帯番号 080-9427-3094

その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

区役所 相談の 窓口	名称 所在地 電話・FAX 受付時間	多摩区役所高齢・障害課高齢者支援係 川崎市多摩区登戸 1775-1 Tel 044-935-3266 fax 044-935-3396 8:30~17:00
市役所 相談の 窓口	名称 所在地 電話・FAX 受付時間	川崎市健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課事業者支援係 川崎市川崎区宮本町1番地 Tel 044-200-2910 fax 044-200-3926 8:30~17:00
公的団体の 窓口	名称 所在地 電話・FAX 受付時間	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課 横浜市西区楠町27-1 Tel 0570-022110（苦情専用） Tel 045-329-3447 fax 045-369-3447 8:30~17:15

1 5、 介護サービス第三者評価の実施状況 実施の有無：無

16、利用者自身によるサービスの選択と同意について

(1) ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービス内容や、ご利用料金の情報を適正にご利用者またはご家族に対して提供致します。

(2) 居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめご利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介致します。又、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由についての説明をケアマネジャーに求める事ができます。

(3) ケアマネジメントの公正中立の確保として特定の事業者に不当に偏した情報を提供するような事やご利用者の選択を求める事なく同一事業主体のみによる居宅サービス原案を提示することは致しません。

17、居宅介護支援の業務範囲外の内容

下記に示す内容は居宅介護支援事業の業務範囲外となります。

- ・病院などへの送迎や救急車への同乗
- ・入退院時の手続き、その他介護保険以外の諸手続き
- ・生活用品調達の代行
- ・家事の代行
- ・身体介護
- ・金銭管理

18、当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 タウンナース
資本金	3,000,000 円（資本準備金含まず） ※平成 30 年 4 月 1 日現在
社員数	20 名（正社員のみ）
設 立	平成 18 年 12 月
所在地・電話	神奈川県川崎市多摩区菅北浦 2-17-8 代表取締役 藤田 博史 電話 044-949-5515
事業内容	居宅介護支援事業 地方自治体（区市町村）から介護被保険者認定調査の委託 訪問看護ステーション

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

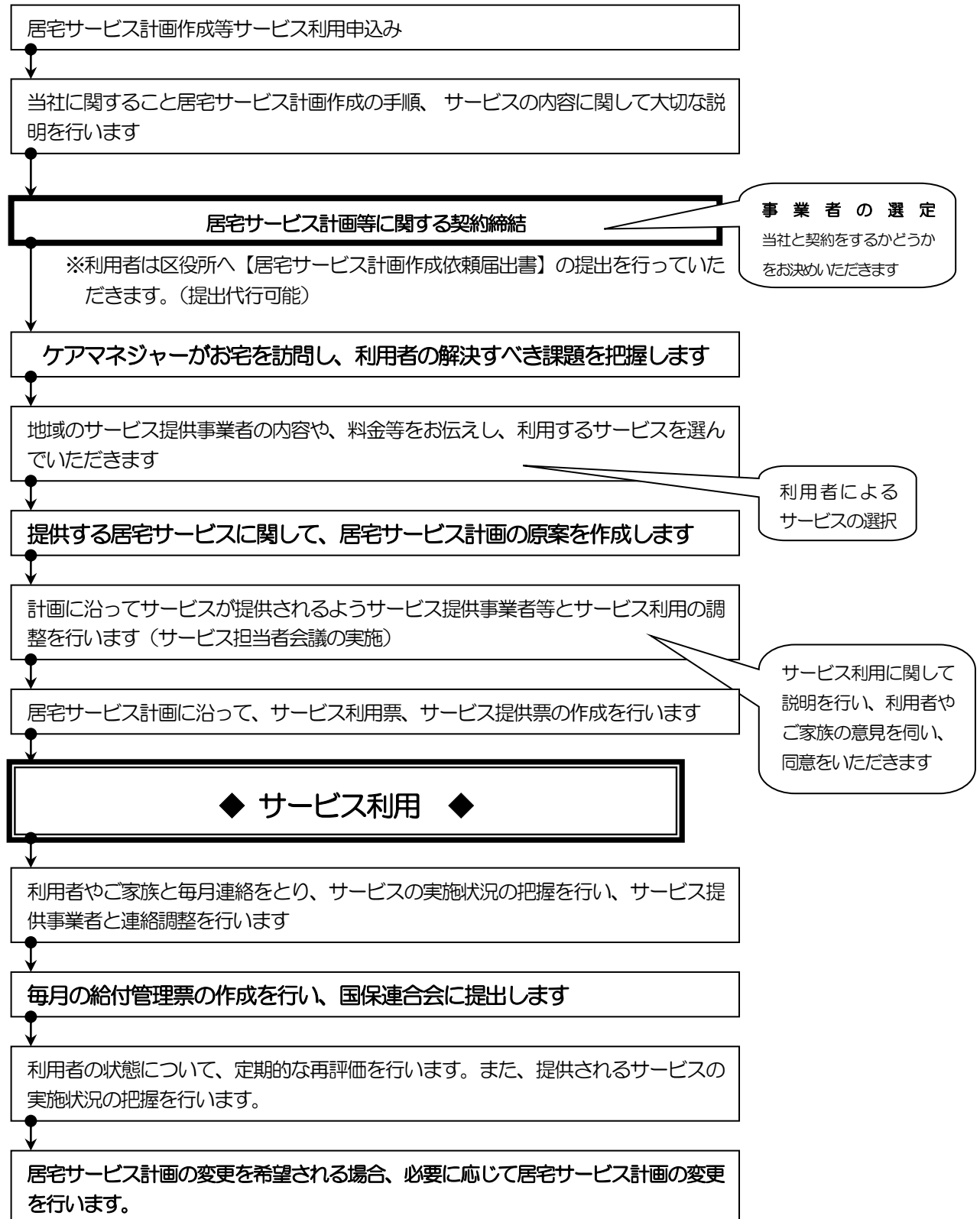
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



- ・署名をもって印の代替えとする。署名は真正の意味を示す物とします。

説明者 印

注) 署名をもって印の代替えとする。署名は真正の意味を示す物とします。

本人との関係

重要事項説明書別紙（１）

令和8年6月

	サービス内容		単位	介護保険報酬公告額×地域加算（1単位×11.12）円	
基本報酬	居宅介護支援費（Ⅰ）ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が45 件未満である場合又は45以上である場合において45未満の部分				
	要介護1・2	1086単位/月	12,076円		
	要介護3・4又は5	1411単位/月	15,690円		
状況により算定される項目					
	初回加算	300単位/月	3,336円		
	新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画策定時 要介護区分2段階以上変更時の計画策定時				
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月	2,780円		
	入院日以前・入院日に情報提供 営業時間終了後・休業日に入院した場合、入院日の翌日を含む				
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月	2,224円		
	入院日翌日・翌々日に情報提供 営業時間終了後・休業日に入院した場合、入院日の翌日を含む				
	退院・退所加算（連携1回）				
	カンファレンス参加 無	450単位/月	5,004円		
	カンファレンス参加 有	600単位/月	6,672円		
	退院・退所加算（連携2回）				
	カンファレンス参加 無	600単位/月	6,672円		
	カンファレンス参加 有	750単位/月	8,340円		
	退院・退所加算（連携3回）				
	カンファレンス参加	900単位/月	10,008円		
	退所・退院にあたって医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報を得た上でケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定				
	通院時情報連携加算	50単位/月	556円		
	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境上の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合				
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月	2,224円		
	医師又は看護師と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い必要なサービス調整を行った場合に算定				
	介護職員等処遇改善加算	2.10%			
介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率（2.1%）を乗じる。					

ケアプランの割合と上位事業者一覧

判定期間：令和07年09月 ～ 令和08年02月

■当該期間に作成した居宅サービス計画数（件数）

9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計(A)
78件	79件	77件	74件	72件	74件	454件

■6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
(小数点以下切り捨て)

サービス	件数(B)	事業者数(C)	利用割合(B÷A)
訪問介護	102件	120件	22%
通所介護	211件	225件	46%
地域密着型通所介護	68件	69件	14%
福祉用具貸与	351件	351件	77%

■6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（小数点以下切り捨て）

【訪問介護】

No	開設法人名	件数(D)	割合(D÷C)
1	アイルケアサービス	30件	25%
2	すてきな介護 さぼーと21	18件	15%
3	多摩さくら訪問介護支援事業所	12件	10%
3	学研ココファン稲田堤ヘルパーセンター	12件	10%

【通所介護】

No	開設法人名	件数(D)	割合(D÷C)
1	株式会社ツクイ	96件	42%
2	デイサービスセンター菅の里	48件	21%
3	セラピストデイ栢形	21件	9%

【地域密着型通所介護】

No	開設法人名	件数(D)	割合(D÷C)
1	リハビリデイサービスいしりは	16件	23%
2	あうんデイサービス	10件	14%
3	サロンデイ中野島	9件	13%

【福祉用具貸与】

No	開設法人名	件数(D)	割合(D÷C)
1	ケイ・ホスピア株式会社	110件	31%
2	株式会社グッドアス	42件	11%
3	株式会社フロンティア 川崎営業所	38件	10%